

「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修企画委員会」実施要領

（目的）

第1条 厚生労働省の精神障害関係従事者養成研修事業「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業実施要綱」に基づく、かかりつけ医等心の健康対応力向上研修の実施にあたり、その円滑な事業を推進するため、かかりつけ医等心の健康対応力向上研修企画委員会を設置する。

（名称）

第2条 かかりつけ医等心の健康対応力向上研修企画委員会（以下、「研修企画委員会」とする）。

（所掌事務）

第3条 研修企画委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）カリキュラムなど研修内容にかかる企画・立案を行う。
- （2）研修への参加呼びかけや広報活動等について、効果的な方法を検討する。
- （3）その他、関連ある事項について検討する。

（組織）

第4条 研修企画委員会は、次に掲げる機関・団体等の委員で構成する。

- （1）行政機関
沖縄県立総合精神保健福祉センター 沖縄県保健医療部地域保健課精神保健班
- （2）民間団体
沖縄県医師会 北部地区医師会 中部地区医師会 南部地区医師会 那覇市医師会
浦添市医師会
- （3）研究機関
琉球大学医学部
- （4）その他、自殺対策推進に必要と認められる者

（委員長及び副委員長）

第5条 研修企画委員会に委員長を置き、委員長は委員相互の互選により選出する。

- 2 委員長を補佐するために、副委員長を置く。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、研修企画委員会の議長となる。
- 5 委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代行する。
- 6 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第6条 研修企画委員会の事務局を県立総合精神保健福祉センターに置く。

附則

この要領は、平成２０年７月１日から施行する。

この要領は、平成２４年３月２２日から一部改正する。

この要領は、平成２６年７月２３日から一部改正する。

この要領は、平成２９年４月３日から一部改正する。